



2018年5月2日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長COO 鈴木 善久  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 IR室長 天野 優  
(TEL. 03-3497-7295)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月2日開催の取締役会において、下記の通り「定款の一部変更の件」を平成30年6月22日開催予定の当社第94回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営における柔軟性を確保するため、現行定款の第15条(株主総会の議長)を変更するものです。
- (2) 現行の経営体制を踏まえ、その役位をより明確化するため、現行定款の第25条(執行役員および役付執行役員)第②項に、会長執行役員を追加するものです。



## 2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次の通りです。

(下線部は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 (株主総会の議長)</p> <p>株主総会の議長は社長とする。ただし、<u>社長に事故あるときは、出席した他の代表取締役とし、代表取締役に事故あるときは、出席した他の取締役とする。</u></p>	<p>第 15 条 (株主総会の議長)</p> <p>株主総会の議長は、<u>予め取締役会が定める取締役とする。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会が定めた順序により他の出席取締役とする。</u></p>
<p>第 25 条 (執行役員および役付執行役員)</p> <p>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 25 条 (執行役員および役付執行役員)</p> <p>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>会長執行役員</u>、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日

以 上